

岩手県告示第453号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和2年7月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和2年6月10日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社鈴木建設
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市南大通三丁目7番9号
 - ウ 代表者の氏名 鈴木信吾
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第1603号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和2年6月9日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和2年6月19日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 北辰工業有限会社
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市月が丘三丁目50番15号
 - ウ 代表者の氏名 柳沢克幸
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第2568号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和2年6月18日付けで建築工事業及び鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和2年6月5日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 常陽瓦工業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市猪川町字前田12番地14
 - ウ 代表者の氏名 及川秀司
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第5819号
 - (3) 処分の内容 屋根工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和2年6月5日付けで屋根工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和2年6月24日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社館山建設
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市津軽石第12地割126番地7
 - ウ 代表者の氏名 館山豊
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第7359号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和2年6月23日付けで土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 5 (1) 処分をした年月日 令和2年6月15日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 佐賀住建
- イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市米崎町字高畑170番地1
- ウ 代表者の氏名 佐賀照男
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第7561号
- (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和2年6月12日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6 (1) 処分をした年月日 令和2年5月18日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社堀合建設
- イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町長崎四丁目12番26号
- ウ 代表者の氏名 堀合宏幸
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第8381号
- (3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和2年5月18日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7 (1) 処分をした年月日 令和2年6月4日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 アールイー・ホーム
- イ 主たる営業所の所在地 北上市中野町二丁目27番37号
- ウ 代表者の氏名 筑後久典
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第8519号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和2年5月15日付けで建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8 (1) 処分をした年月日 令和2年6月18日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 坂下技建
- イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町大字広宮沢第10地割516番地13
- ウ 代表者の氏名 坂下明光
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-1)第20998号
- (3) 処分の内容 土木工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和2年6月17日付けで土木工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 9 (1) 処分をした年月日 令和2年6月18日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 岩手中央エネルギー株式会社

イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町桜町字下川原35番地 1

ウ 代表者の氏名 佐々木福藏

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一1）第21018号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年6月17日付けで建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 令和2年6月16日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社花巻小田島組

イ 主たる営業所の所在地 北上市藤沢20地割35番地

ウ 代表者の氏名 小田島英樹

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一28）第60250号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年6月11日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 令和2年6月2日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 ユウケン工業

イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市高田町字中和野106番地 2

ウ 代表者の氏名 高橋克之

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一28）第90026号

(3) 処分の内容 土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年5月27日付けで土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 令和2年6月1日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 小國塗装

イ 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町大槌第23地割32番地 5

ウ 代表者の氏名 小國耕作

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一1）第110066号

(3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年6月1日付けで塗装工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

13(1) 処分をした年月日 令和2年5月29日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社小鯖船舶工業

イ 主たる営業所の所在地 釜石市甲子町第9地割248番地3

ウ 代表者の氏名 小鯖利弘

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第110067号

(3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年5月29日付けで土木工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

14(1) 処分をした年月日 令和2年6月9日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 千葉工務店

イ 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町大槌第12地割35番地

ウ 代表者の氏名 千葉徳一郎

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-1)第110153号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年6月9日付けで建築工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

15(1) 処分をした年月日 令和2年6月5日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 馬内工業

イ 主たる営業所の所在地 久慈市大川目町第38地割86番地2

ウ 代表者の氏名 馬内勝雄

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-30)第140093号

(3) 処分の内容 土木工事業、左官工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年4月30日付けで土木工事業、左官工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

16(1) 処分をした年月日 令和2年6月2日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 大畑建業

イ 主たる営業所の所在地 久慈市中町二丁目3番地

ウ 代表者の氏名 大畑敏行

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第140106号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年6月2日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

17(1) 処分をした年月日 令和2年5月29日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社小鯖船舶工業

イ 主たる営業所の所在地 釜石市甲子町第9地割248番地3

ウ 代表者の氏名 小鯖利弘

エ 許可番号 岩手県知事許可（特-27）第110067号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土木工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年5月29日付けで建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土木工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。